

●子育て応援臨時特別給付金のご案内 【問合わせ】子育て支援課 ☎84-0658



18歳以下の児童に対する国の「子育て世帯への臨時特別給付金」が、保護者の所得制限によって給付されない子育て世帯に対して、本市独自で児童一人当たり10万円の給付金を支給します。

申請が必要な方

1 職場(所属庁)から児童手当(特例給付)を受け続けている公務員

2 高校生の児童のみを養育する保護者のうち、所得制限により「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給対象とならない方

3 令和3年10月以降に生まれた新生児の保護者のうち、所得制限により「子育て世帯への臨時特別給付金」の支給対象とならない方

申請手続き 詳しい申請方法については、市ホームページをご確認ください。

申請期限 令和4年3月31日(木)(消印有効) ※新生児については、令和4年4月30日(土)(消印有効)

※離婚等により、現在児童を養育しているが「子育て世帯への臨時特別給付金」を受け取っていない方でも、支給対象となる場合があります。詳細については、市ホームページをご覧ください。



●就学援助制度のご案内 【問合わせ】学校教育課 ☎84-0688



経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、給食費や学用品費などを援助します。

対象 次のいずれかに該当し、かつ、経済的に苦しく援助が必要と教育委員会が認めた方

1 生活保護が停止または廃止された方

2 市民税が非課税または減免されている方

3 児童扶養手当が支給されている方

4 生活福祉資金の貸付を受けている方

5 国民年金保険料、国民健康保険税が減免されている方

6 失業対策事業適格者手帳を持っている、または職業安定所登録日雇労働者である方

7 そのほか経済的にお困りで、教育委員会が援助を必要と認めた方(※所得基準あり)

申請受付 申請書に必要事項を記入のうえ、在籍する各小中学校または学校教育課へ提出してください。

中心市街地および鉄道駅周辺等の商業施設の新設・改装工事費の一部を補助します

●商業施設助成事業応募者募集 【問合わせ】半田商工会議所 ☎21-0311



募集業種 小売業、サービス業、飲食業など

※夜間営業を主とするもの、風俗営業、貸金業、大規模小売店舗、チェーン店等は除きます。

募集期間 令和4年12月31日まで

※ただし、募集期間内であっても、予算の範囲を超えた場合はその時点で募集を締め切ります。

補助内容 新設50~200万円 改装25~50万円

補助率 2分の1以内

※補助額・対象業種は対象区域ごとに異なります。

選考 半田商工会議所内に設置する「商業施設助成事業審査委員会」による審査

●半田市地域振興券の利用をお忘れではありませんか

【問合わせ】半田市地域振興券コールセンター ☎052-684-4577

利用期限 令和4年4月30日(土)まで

※愛知県がまん延防止等重点措置の適用を受けたことにより、利用期限を3月31日から4月30日に延長しましたのでご注意ください。

最新店舗一覧情報 右記QRコードをご覧ください。

